

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第989号

2019年（令和元年）10月10日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

下水道管路の管理及び応急補修，排水設備新設等の確認申請の受付及び審査並びに排水設備の工事完了検査，浄化槽の設置等の届出，審査及び監視指導に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2019年（令和元年）9月27日付けで諮問（第989号）された下水道管路の管理及び応急補修，排水設備新設等の確認申請の受付及び審査並びに排水設備の工事完了検査，浄化槽の設置等の届出，審査及び監視指導に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について，次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項ただし書の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは，適当であると認められる。
- (4) 条件については，「3 審議会の判断理由」に述べるものとする。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると，本事務を執行するに当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は，次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

現在，下水道部では，2004年（平成16年）より下水道法第23条に定める公共下水道台帳を電子化して整備を開始し，下水道台帳システムとして運用している。この下水道台帳システムをベースに，

2006年（平成18年）より浄化槽の設置等の情報を管理する浄化槽システム、2008年（平成20年）より排水設備の確認申請等を管理する排水設備システム、2015年（平成27年）より下水道の整備状況等を集計、管理する計画支援システムを構築、運用している。

各システムは、下水道台帳システムをベースに構築されたシステムであり、それぞれが独立したシステムのため、毎年更新される下水道台帳データをそれぞれのシステムにインストールし、運用している。

下水道部では、各システム端末の更新に当たり、4つのシステムを一元化することで、藤沢市の下水道事業における要望処理情報や排水設備接続情報、及び浄化槽登録情報等の蓄積や改築更新、並びに地震対策等の各種事業に対応でき、また、下水道部内での情報共有や横断的な連携による事務の効率化が図られることから、現行の4つのシステムを1つのシステム（以下「新GISシステム」という。）として更新し、さらに市民や他企業から寄せられる苦情、要望の情報を蓄積しコンピュータ処理をする維持管理機能を新たに構築することで、藤沢市下水道事業のストックマネジメントや情報蓄積等に資する下水道地図情報システムとすることとした。

なお、浄化槽システムの導入に当たっては、浄化槽の設置等の届出、審査及び監視指導に係るコンピュータ処理及び個人情報等を目的外に提供すること並びに目的外に提供することに伴う本人通知の省略について、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問し、2012年（平成24年）3月8日に当時の所管課であった土木維持課が答申（答申第497号）を受けている。

今回、新たに構築する新GISシステムでは、現在業務ごとに管理している下水道施設の情報を一元管理し情報を蓄積すること、また、日々受け付ける苦情、要望や申請等を迅速に処理し対応することを目的に、既に答申済である「浄化槽の設置等の届出、審査及び監視指導」の業務に加えて、「下水道管路の管理及び応急補修」、「排水設備新設等の確認申請の受付及び審査並びに排水設備の工事完了検査」の各業務で扱う個人情報をコンピュータ処理をするものである。

また、新GISシステムで一元管理する個人情報については、下水道管路施設の維持管理に当たり、市で管理する下水道施設や個人の排水設備の接続状況等を判断する上で必要となる情報である。

下水道に係る市民からの要望は、宅内の排水の詰まり等、市民生活に支障をきたす案件が多く、下水道部内で相互に情報共有を図り、応急対応を迅速に行うため、下水道部内の所管課以外の課が管理情報を利用している。

新GISシステムの構築に当たっては、現行システムに蓄積された個人情報のほか、下水道部内で利用している管理情報を取り込むに当たり、システム開発事業者に管理情報を提供する必要がある。

以上のことから、条例第12条第4項、第5項及び第18条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 個人情報を目的外に提供することについて

ア 個人情報をも目的外に提供する必要性

現行システムに搭載された個人情報や、エクセルファイルにて蓄積してきた苦情、要望処理に係る個人情報については、本来であれば新GISシステムを構築した後に実施機関がデータ移行することが望ましいが、データ量が膨大であり、実施機関の事務量が過分となること、また、恒常的にシステムへの個人情報登録作業を行っており、迅速にデータを移行する必要があることから、実施機関以外となるシステム開発事業者に管理情報を提供する必要がある。

イ 目的外に提供する個人情報の項目

(ア) 補修要望受付簿

- a 要望者の氏名，住所，電話番号
- b 要望事項
- c 調査記事
- d 処理内容

(イ) 排水設備新設等確認申請書

- a 申請者の氏名，住所，電話番号
- b 申請区分
- c 設置場所
- d 指定工事店
- e 取付ますの有無
- f 居住状況（間取図）

(ウ) 浄化槽設置届出書

- a 設置者の氏名，住所，電話番号
- b 設置場所の地名地番
- c 種類
- d 処理の対象
- e 当該浄化槽において処理するし尿等を排出する建築物の用途及び延べ面積
- f 対象人員及び算定根拠
- g 処理能力
- h 放流先又は放流方法
- i 工事を行う予定の浄化槽工事業者の氏名又は名称及び登録番号
- j 着工年月日
- k 付近の見取図

(エ) 浄化槽使用開始報告書

- a 報告者の氏名，住所，電話番号
- b 設置場所
- c 浄化槽の規模
- d 設置の届出の年月日
- e 使用開始年月日
- f 技術管理者の氏名

(オ) 浄化槽管理者変更報告書

- a 報告者の氏名，住所，電話番号
 - b 設置場所
 - c 建築物の名称
 - d 変更年月日
 - e 変更後の浄化槽管理者の氏名
 - f 変更前の浄化槽管理者の氏名
- (カ) 浄化槽使用廃止届出書
- a 届出者の氏名，住所，電話番号
 - b 設置場所の地名地番
 - c 使用廃止の年月日
 - d 処理の対象
 - e 廃止の理由
- (キ) し尿浄化槽に関する通知書
- a 建築主事名
 - b 受理年月日
 - c 建築主の住所及び氏名
 - d 浄化槽工事業者の氏名及び営業所名・所在地
 - e 浄化槽設備士の氏名
 - f 設置場所
 - g 建築物の用途
 - h 処理対象人員
 - i 単独処理，合併処理の別
 - j し尿浄化槽の種類
 - k し尿浄化槽の規模
 - l し尿浄化槽の構造方法
 - m 放流水
- ウ 目的外に提供する相手方
新GISシステム開発事業者
- エ 提供方法
現行システムに蓄積された情報については，現行システム開発事業者にてデータの抽出作業を行い，パスワードロック付きNAS（外部記録装置）に保存した後に，市から新GISシステム開発事業者へ直接手渡しにより提供する。
- (3) 個人情報をも目的外に提供することに伴う本人通知の省略について
個人情報の目的外に提供させることに伴う本人通知については，通知すべき相手が多数となり，通知する費用や事務量が過分に必要となることから省略するものである。
- (4) コンピュータ処理について
- ア コンピュータ処理をする必要性
- (ア) 下水道管路の管理及び応急補修
宅内の排水の詰まりや道路陥没等市民や他企業から寄せられる苦情，要望に対して応急補修を行う業務であり，現在は収集した情報をエクセルファイルにて管理している。年間900件の要

望を受け付けており、この方法では、地図情報や下水道台帳図との照合等、運用管理が非効率であり、過去の要望事項の検索にも時間を要すことから、新GISシステムの維持管理機能に要望者の個人情報と併せ、苦情、要望の情報を蓄積し、コンピュータ処理をすることで、事務処理を迅速に行い市民サービスの向上を図るものである。

(イ) 排水設備新設等の確認申請の受付及び審査並びに排水設備の工事の完了検査

年間2300件に上る大量の申請を受け付け、各申請に対して許可書等の帳票を発行し、工事の進捗や完了確認等を実施しているが、申請件数が多く事務が煩雑になること、また、未完了案件を抽出し業者指導等をするため、事務処理の効率化と情報の蓄積を目的とした、コンピュータ処理が必要となる。

(ウ) 浄化槽の設置等の届出、審査及び監視指導

浄化槽の設置について申請があったものに対し、地図情報と連携した台帳に情報を蓄積し、管理者への指導等を行っている。答申第497号にてコンピュータ処理をすることについて答申を受けているが、新GISシステムにおいても、現行システムと同様に情報をシステム管理し、情報を蓄積するものである。

以上、新GISシステムを更新するに当たり、現行システムの操作性及び機能性を見直し、更なる利便性及び事務処理の向上を図る。

イ コンピュータ処理をする個人情報

「2 実施機関の説明要旨」(2)のイに掲げる、目的外に提供する個人情報の項目と同様

ウ コンピュータ処理の内容

(ア) 補修要望受付簿

要望処理票に記載されている、要望を受けた場所、要望者の氏名、連絡先等をシステムに登録することで、要望履歴の蓄積と、要望箇所における点検、調査、清掃、修繕等対応履歴の情報の一元管理に活用する。

(イ) 排水設備管理台帳

排水設備新設等確認申請書に記載された情報をシステムに登録し、申請時から完了検査までの情報を蓄積することで、許可履歴等の管理などに活用する。

(ウ) 浄化槽台帳

浄化槽に係る各種申請書の情報をシステムに登録することで、保守点検作業履歴を管理し、管理者への指導等の管理に活用する。

エ システムの構成

新GISシステムでは、本システムで管理する全ての情報が搭載された専用サーバを本庁舎内のサーバ室に設置する。また、下水道管路課、下水道総務課、辻堂浄化センター、大清水浄化センター内に新GISシステム専用の職員用端末を合計8台、下水道総務課内

に窓口用端末を1台、その他にプリンターとスキャナを設置しサーバと接続する。

オ 安全対策等について

(ア) 新GISシステム開発事業者と市の関係について

新GISシステムについては、公募型プロポーザルにより、開発事業者を選定するものである。選定後に優先交渉権者として開発事業者を定め、開発内容について、協議、確認を行い、双方の了解を得たうえで基本合意書を締結する。

基本合意後、開発事業者が開発したシステムをリースするという条件で、機器も含んだ新GISシステムを別途リース会社と賃貸借契約を結ぶ。

また、リース会社と結ぶ賃貸借契約では守秘義務として、データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書に基づくことを条件とする。

(イ) システム開発から保守管理における安全対策について

開発事業者を選定するプロポーザル参加資格要件として、プライバシーマーク及び情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を取得していることを条件とする。

新GISシステムの導入に当たっては、現行システムから電子データを抽出し、新GISシステム用に変換を行った後に、新GISシステムにデータを搭載する。市では、新GISシステム用に変換ができないため、市から開発事業者に電子データを貸出し、変換作業を行わせる。変換した電子データは、新GISシステムに搭載した状態で、開発事業者から市に納品される。納品後は、市がデータをシステムに入力する項目と、台帳の更新業務委託等で開発業者が作業を行う項目とあるが、システム納品後に個人情報を含んだ電子データを開発業者が取り扱うことはない。なお、原則本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならないこととしているが、発注者の承諾を得た場合は、委託できることとしている。その際に、個人情報を取り扱う場合は、事業者間で秘密保持契約を締結し、発注者が確認する。

a 新GISシステムは、現行システムと同様に、市が管理する。市内ネットワークにサーバや端末を接続して管理する。

b ウイルス対策として、各コンピュータにウイルス対策ソフトを導入する。

c 情報が保存されるGISサーバは、通常時施錠されているサーバ室に保管する。

d この新GISシステムに接続されている端末は、すべてワイヤロックをかける。

e データの更新等編集作業は、課内に設置されている管理用コンピュータのみで行い、窓口に設置されているコンピュータは閲覧機能のみの設定とする。

- f バックアップ体制を確保し、万一のサーバトラブルにおいても可能な限り早い復旧を行えるようにする。
- g 紙文書の貸出しは直接手渡しにより行い、市に対して借用書を提出させ、所在を明らかにするとともに、紛失や破損が生じないように運搬させる。
- h 開発事業者社内の I D カード入館による管理を施した作業室内で電子データ化を行わせ、個人情報への漏えい防止、本業務の目的外使用の禁止、第三者への情報提供を行わないことを厳守させる。電子化したデータは、適切にアクセス権が管理された領域に保存させる。
- i データの貸出しは直接手渡しにより行い、市に対して借用書を提出させ、所在を明らかにするとともに紛失や破損が生じないように努めさせ、暗号化機能付ハードディスクに格納して運搬させる。
- j 開発事業者社内の I D カード入館による管理を施した作業室内でデータの復号化を行わせ、個人情報への漏えい防止、本業務の目的外利用の禁止、第三者への情報提供を行わないことを厳守させ、変換作業を行わせる。
- k 作業については、最新のウィルス対策が施された専用のコンピュータ又はインターネットとの接続がないコンピュータのみで行い、パスワードを設置し、あらかじめ指定した者のみに作業を行わせる。
- l データについては、管理責任者を定めさせ、開発事業者社内の I D カード入館による管理を施した作業室内の保管庫で保管及び管理を行う。
- m データの返却は、業務終了後、速やかに行わせる。また、コンピュータのハードディスク内のデータについては、消去し、データ破棄証明書を市に提出させる。
- n 不要なメディア、機器を廃棄する場合は、復旧できないよう処理し、廃棄証明書を市に提出させる。
- o システムの運用や作業の中で、個人情報を取り扱う場合については、個人情報保護法、条例、藤沢市情報セキュリティポリシー、藤沢市コンピュータシステム管理運営規程、データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書を遵守させる。

(ウ) 操作研修について

開発事業者が、市の求めに応じて行う操作研修は、市の執務室内で新 G I S システムを使用して行うため、開発事業者が電子データ等を操作研修のために保持することや持ち出すことはない。

(5) 実施時期

システム導入	2019年（令和元年）	12月1日
窓口運用開始	2020年（令和2年）	2月1日

(6) 添付資料

- ア 藤沢市下水道地図情報システム システム構成図
- イ セキュリティ対策（開発事業者）
- ウ 補修要望処理票
- エ 排水設備新設等確認申請書
- オ 浄化槽設置届出書
- カ 浄化槽使用開始報告書
- キ 浄化槽管理者変更報告書
- ク 浄化槽使用廃止届出書
- ケ し尿浄化槽に関する通知書
- コ 基本合意書（案）
- サ 個人情報取扱事務届出書
- シ 賃貸借契約書（案）
- ス データの保護及び秘密の保持に関する仕様書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」(1)から(3)までのとおり判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

実施機関では、現行システムに搭載された個人情報や、エクセルファイルにて蓄積してきた苦情、要望処理に係る個人情報については、本来であれば新GISシステムを構築した後に実施機関がデータ移行することが望ましいが、データ量が膨大であり、実施機関の事務量が過分となること、また、恒常的にシステムへの個人情報登録作業を行っており、迅速にデータを移行する必要があることから、実施機関以外となるシステム開発事業者に管理情報を提供する必要がある、としている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報の目的外に提供させることに伴う本人通知については、通知すべき相手が多数となり、通知する費用や事務量が過分に必要となることから省略するものである、としている。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) コンピュータ処理を行うことについて

ア コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、新GISシステムを更新するに当たり、現行システムの操作性及び機能性を見直し、更なる利便性及び事務処理の向上を図る必要がある、としている。

(ア) 下水道管路の管理及び応急補修

宅内の排水の詰まりや道路陥没等市民や他企業から寄せられ

る苦情，要望に対して応急補修を行う業務であり，現在は収集した情報をエクセルファイルにて管理している。年間900件の要望を受け付けており，この方法では，地図情報や下水道台帳図との照合等，運用管理が非効率であり，過去の要望事項の検索にも時間を要すことから，新GISシステムの維持管理機能に要望者の個人情報と併せ，苦情，要望の情報を蓄積し，コンピュータ処理をすることで，事務処理を迅速に行い市民サービスの向上を図るものである。

(イ) 排水設備新設等の確認申請の受付及び審査並びに排水設備の工事の完了検査

年間2300件に上る大量の申請を受け付け，各申請に対して許可書等の帳票を発行し，工事の進捗や完了確認等を実施しているが，申請件数が多く事務が煩雑になること，また，未完了案件を抽出し業者指導等をするため，事務処理の効率化と情報の蓄積を目的とした，コンピュータ処理が必要となる。

(ウ) 浄化槽の設置等の届出，審査及び監視指導

浄化槽の設置について申請があったものに対し，地図情報と連携した台帳に情報を蓄積し，管理者への指導等を行っている。答申第497号にてコンピュータ処理をすることについて答申を受けているが，新GISシステムにおいても，現行システムと同様に情報をシステム管理し，情報を蓄積するものである。

以上のことから判断すると，コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

イ 安全対策等について

実施機関が「2 実施機関の説明要旨」(4)オの(ア)，(イ) a から o まで，及び(ウ)に示す安全対策は，次のとおりである。

(ア) 新GISシステム開発事業者と市の関係について

新GISシステムについては，公募型プロポーザルにより，開発事業者を選定するものである。選定後に優先交渉権者として開発事業者を定め，開発内容について，協議，確認を行い，双方の了解を得たうえで基本合意書を締結する。

基本合意後，開発事業者が開発したシステムをリースするという条件で，機器も含んだ新GISシステムを別途リース会社と賃貸借契約を結ぶ。

また，リース会社と結ぶ賃貸借契約では守秘義務として，データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書に基づくことを条件とする。

(イ) システム開発から保守管理における安全対策について

開発事業者を選定するプロポーザル参加資格要件として，プライバシーマーク及び情報セキュリティマネジメントシステム(I SMS)の認証を取得していることを条件とする。

新GISシステムの導入に当たっては，現行システムから電子データを抽出し，新GISシステム用に変換を行った後に，

新GISシステムにデータを搭載する。市では、新GISシステム用に変換ができないため、市から開発事業者に電子データを貸出し、変換作業を行わせる。変換した電子データは、新GISシステムに搭載した状態で、開発事業者から市に納品される。納品後は、市がデータをシステムに入力する項目と、台帳の更新業務委託等で開発業者が作業を行う項目とあるが、システム納品後に個人情報を含んだ電子データを開発業者が取り扱うことはない。なお、原則本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならないこととしているが、発注者の承諾を得た場合は、委託できることとしている。その際に、個人情報を取り扱う場合は、事業者間で秘密保持契約を締結し、発注者が確認する。

- a ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置
a, b, e, j, k
- b 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置 h, k
- c データ媒体の安全性を高めるための措置 g, i
- d 利用後にデータを確実に消去するための措置 m, n
- e 日常的な安全対策 c, d, o
- f 情報の喪失を防止するための措置 f
- g その他開発事業者の安全対策を高めるための措置 l

(ウ) 操作研修について

開発事業者が、市の求めに応じて行う操作研修は、市の執務室内で新GISシステムを使用して行うため、開発事業者が電子データ等を操作研修のために保持することや持ち出すことはない。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

(4) 条件

システム開発業者のシステム開発及び保守管理に関し、個人情報の秘密の保持並びに外部委託について、明確になるよう基本合意書を作成すること、及びこの結果について報告することを条件とする。

なお、市とシステム開発業者との契約関係が明確になるよう引き続き検討することを要望する。

以 上